

香芝市立香芝西中学校 部活動の方針

香芝市立香芝西中学校

1. 部活動の意義

○学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツや芸術文化等に関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

○また部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心を持った事柄をさらに深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものである。

○さらに部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成し、仲間や教員（顧問）等と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。

○このように部活動は、生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

2. 香芝市立香芝西中学校に係る部活動の方針の策定

香芝西中学校では、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「奈良県部活動の在り方、香芝市部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、本校生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動がより一層有意義な活動となるための方針として、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、「香芝市立香芝西中学校 部活動の方針」を策定する。

3. 適切な運営のための体制整備

○校長は、本方針に則り毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

○校長は、自校の活動方針及び年間の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

4. 指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から複数の顧問が、指導に当たることができるように適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- 本校の実態に応じて、部活動指導員や外部指導者等を積極的に活用する。
- 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5. 適切な活動時間・休養日等の設定

- 練習時間（準備運動の開始から整理運動の終わりまでを目安とする。）
 - ・平日は2時間程度
 - ・休業日は3時間程度（長期休業を含む）
- 休業日
 - ・学期中は、原則週当たり2日以上（うち、週休日1日以上含む）の休業日を設ける。（週休日に大会やコンクール、コンテスト、発表会等に参加した場合は、他の日に振り替えて休養日を設定し、月間8日以上、年間104日以上を設ける。）
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう工夫する。

6. 安全管理・体罰等の根絶

- 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また生徒一人ひとりの心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また生徒に対して正しい使用方法等について指導を徹底し、安全に活動できるようにする。
- 高温下での活動や急激な天候の変化については、適切な判断が下せるよう熱中症 EAP（奈良県教育委員会作成）等を活用するなどして熱中症などの事故防止に努める。
- 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取り組みを推進する。